681. タルハン・タユムラゾビッチ・バティラシヴィリ（別名：(a)タルハン・タユムラゾビッチ・バティラシヴィリ(b)タルハン・バティラシヴィリ(c)オマル・シシャニ(d)ウマル・シシャニ(e)アブ・ウマル・アル・シシャニ(f)オマル・アル・シシャニ(g)チェチェン・オマル(h)オマル・ザ・チェチェン(i)オメル・ザ・チェチェン(j)ウマル・ザ・チェチェン(k)アブ・ウマル(l)アブ・ホザイファ）
TARKHAN TAYUMURAZOVICH BATIRASHVILI (a.k.a.：(a)Tarkhan Tayumurazovich Batyrashvili (b)Tarkhan Batirashvili (c)Omar Shishani (d)Umar Shishani (e)Abu Umar al-Shishani (f)Omar al-Shishani (g)Chechen Omar (h)Omar the Chechen (i)Omer the Chechen (j)Umar the Chechen (k)Abu Umar (l)Abu Hudhayfah)
称号：不明
役職：不明
生年月日：(a)1986年１月11日(b)1982年
出生地：Akhmeta, Village Birkiani, Georgia
国籍：グルジア
旅券番号：グルジア旅券番号　09ＡＬ14455（2019年６月26日失効）
ＩＤ番号：グルジア国民ＩＤ番号　08001007864
住所：シリア・アラブ共和国（2014年12月時点の居住地）
国連制裁委員会による指定日：2015年１月23日
その他の情報：2014年中頃時点で、イラクのアル・カーイダ（ＡＱＩ）(453. に指定した団体)としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国のシリアを拠点にした上級軍事司令官かつ諮問評議会の一員。約1,000人のＩＳＩＬ外国人戦闘員を率いており、シリア北部で数多くの攻撃を実行。

682. アブド・アル・マリク・ムハンマド・ユスフ・ウスマン・アブド・アル・サラーム（別名：(a)アブド・アル・マリク・ムハンマド・ユスフ・アブド・アル・サラーム(b)ウマル・アル・カタリ(c)ウマル・アル・タイヤール）
'ABD AL-MALIK MUHAMMAD YUSUF 'UTHMAN 'ABD AL-SALAM (a.k.a.：(a)'Abd al-Malik Muhammad Yusif 'Abd-al-Salam (b)'Umar al-Qatari (c)'Umar al-Tayyar)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1989年７月13日
出生地：不明
国籍：ヨルダン
旅券番号：ヨルダン旅券番号　Ｋ475336（2009年８月31日発行、2014年８月30日失効）
ＩＤ番号：カタール国民ＩＤ番号　28940000602
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2015年１月23日
その他の情報：アル・カーイダ（166. に指定した団体）及びレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（644. に指定した団体）に対して、資金、物資及び技術支援を提供する便宜提供者。

○外務省告示第四十七号

国連安全保障理事会決議第七百五十一号及び同決議第千九百七号に基づき設置された委員会が、平成二十六年十二月十九日に同決議第千六百四十四号８に従って指定した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年六月外務省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

（別表）８．を削除に改める。

８．モハメド・サイード（別名：(a)"アトム"、(b)モハメド・サイード・アトム、(c)モハメド・シアド・アトム）
Mohamed Sa'id (a.k.a.：(a)"Atom" (b)Mohamed Sa'id Atom (c)Mohamed Siad Atom)
生年月日：1966年頃
出生地：ソマリア・ガルガラ
活動地域：ソマリア（ガルガラ）
別の活動地域：ソマリア（バドハン）
モハメド・サイード・"アトム"は、ソマリアの平和、安全、及び安定を脅かす行動に関与した。同人は、武器禁輸に違反し、武器若しくは関連物資又は軍事活動に関連した資金提供及び資金援助を含む助言、訓練若しくは援助等を、直接的または間接的に、ソマリアに供給、販売または移送していた。アトムは、プントランド地域におけるアル・シャバーブの作戦にとって、武器及び弾薬の主要な供給者の一人と見なされている。同人は、2006年ソマリア北部の東サナアーグ地方で組織された民兵組織の指導者とされている。同民兵組織は、約250名の戦闘員で構成され、誘拐、海賊、テロリズムに関与し、武器禁輸措置に反して自らの武器輸入を行っている。アトムは、第一の拠点をガルガラ、第二の拠点をバドハンとして、この地域における主要な軍事的存在として自らの軍隊を設立した。複数の情報によれば、アトムは、アル・シャバーブと連携し、アル・シャバーブの指導者ファアド・モハメド・カラフから指示を受けている可能性があると言われる。
さらにアトムは、ソマリアへの武器密輸に関与していると言われる。複数の情報は、同人の部隊が、イエメン及びエリトリアから武器や装備品を受領していることを示唆している。2008年12月の報告によると、2008年初頭、ピックアップトラック２台が満杯になるほどの小型武器、弾薬、ロケット砲が、４週間の間に６回輸送されたことが目撃されている。武器取引に詳しいボサソのビジネスマンによると、アトムの船荷は武器市場には流れず、同人の軍隊での使用のために保管されるか、アル・シャバーブが活動するソマリア南部に移送されているものと見られる。
アトムの部隊は、ドイツ人援助関係者１名の誘拐、ボサソ近隣でのソマリア人２名の誘拐、死者20名、負傷者100名以上を出した2008年２月５日のボサソにおけるエチオピア人移住者に対する爆弾攻撃に関与したとされている。また、アトムの民兵組織は、2008年６月の海賊によるドイツ人夫妻の誘拐について二次的役割を果たした可能性がある。

○農林水産省告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市脇神字館野一九の二九・字佐助岱二七の一・一四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十月二十一日農林水産省告示第千六百四号